

平成30年度第11回選挙管理委員会会議録

日 時	平成31年3月8日（金）午後6時00分から
場 所	日進市役所4階 第1会議室
出席者	星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員
事務局	石川書記長、牧書記、伊藤書記、水野書記
傍聴の可否	可
傍聴の有無	無
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長の退職の申立てによる日進市長選挙を行うべき事由の発生及び告示について 2. 市長の退職の申立てによる日進市長選挙の期日等について 3. 日進市長選挙立候補予定者説明会について 4. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。ただ今から平成30年度第11回選挙管理委員会を開催します。開催に当たり、星野委員長からあいさつをお願いします。</p>
委員長	<p>あいさつ</p>
事務局	<p>それでは、委員長に議事の進行をお願いします。</p>
委員長	<p>議題1 市長の退職の申立てによる日進市長選挙を行うべき事由の発生及び告示について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1によりご説明いたします。</p> <p>資料1の1をご覧ください。本日、平成31年3月8日付けで、地方自治法第145条の規定により萩野幸三市長から市議会議長に対し、退職する旨の申立てがあり、同日付けで、公職選挙法第111条第1項第4号の規定に基づき、市議会議長から選挙管理委員会に対し通知があり、これを受領しました。公職選挙法第34条第4項第5号の規定により、この通知の受領日である平成31年3月8日が、公職選挙法第114条に規定する市長の退職の申立てによる選挙を行うべき事由が生じた日となります。資料2として通知の写しがございますのでご確認ください。</p> <p>また、選挙管理委員会は、市長の退職の申立てによる選挙を行うべき事由の発生後直ちに、その旨を告示する必要があります。資料3に告示案を用意いたしましたので、ご覧ください。この告示の効果ですが、選挙ごとに一定期間禁止される行為が定められており、その禁止期間の始期の基準日となるものです。禁止される行為は、公職選挙法第143条第16項第2号に定める裏打ちのない公職の候補者等の氏名や後援団体の名称が表示された政</p>

	<p>治活動用ポスターの掲示、同法第199条の5第1項から第3項までに定める後援団体に関する寄附等、地方自治法第74条第1項に規定する条例の制定改廃等の直接請求に必要な署名収集で、禁止期間は、選挙を行うべき事由が生じた旨の告示をした日の翌日から当該選挙の期日までとなり、それぞれ、公職選挙法第143条第19項、同法第199条の5第4項、地方自治法第74条第7項により委任された同法施行令第92条第4項第8号に規定されています。以上、案についてご承認いただければ、本日告示をいたします。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
委員長	<p>それでは、議題1について、事務局案のとおりとしてよろしいか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ご異議がないようですので、議題1 市長の退職の申立てによる日進市長選挙を行うべき事由の発生及び告示については、事務局案のとおりとします。</p> <p>続きまして、議題2 市長の退職の申立てによる日進市長選挙の期日等について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1の2をご覧ください。</p> <p>はじめに、選挙の期日についてですが、市議会議長から市長の退職の申立てがあった旨の通知を受領した場合、選挙管理委員会は、公職選挙法第34条第1項の規定により、当該通知の受領日から50日以内に選挙を行う必要がありますので、今回の市長の退職の申立てによる日進市長選挙を行うべき期間は、市議会議長からの通知を受領した日である平成31年3月8日から50日以内、すなわち平成31年3月9日から平成31年4月27日までとなります。</p> <p>通常は、選挙管理委員会においてこの期間のうち適当な日をもって選挙の期日と定めるところですが、平成30年12月14日に公布、施行された地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」）第1条第4項の規定により、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、選挙を行うべき期間が平成31年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条第1項第4号に掲げる指定都市以外の市町村の選挙の告示日である平成31年4月14日前10日までに、つまり平成31年4月4日までに始まるときは、当該選挙の期日は、平成31年4月21日とすることとされていることから、今回の市長の退職の申立てによる日進市長選挙の期日は、この規定が適用され、平成31年4月21日となります。</p> <p>なお、日進市議会議員の任期満了に伴う日進市議会議員一般選挙につい</p>

ては、特例法第1条第1項の規定により平成31年4月21日に行うことから、任期満了に伴う日進市議会議員一般選挙と、退職の申立てによる日進市長選挙の2つの選挙は、特例法第4条第1項の規定の適用を受け、公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととなります。いわゆる横の同時選挙ということになります。

なお、公職選挙法上の同時選挙とは、異なる2つ以上選挙を技術的に不可能な部分を除いて一つの共通した選挙手続により行う場合のことをいい、例えば衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の場合は、それぞれ別個の選挙であります。任期が同一日に満了するので同一日に行われるもので、こちらは「同日選挙」といわれるものです。なお、公職選挙法第119条の規定により同時選挙を行う場合、公職選挙法第122条の規定により選挙管理委員会は、投票所での投票の順序や開票所での開票の順序を定めることとなっております。いずれを先にするかは自由ではありますが、一般的には、先に市長選挙、次に市議会議員選挙という順序のようです。近隣の同時選挙を行っている瀬戸市、豊明市に確認したところ、いずれも市長選挙、市議会議員選挙の順に行っているとのことでした。こちらは本日告示が必要というものではありませんが、この順序でよろしければそのようにさせていただきたいと思っております。

次に、選挙の期日の告示日についてですが、通常は、公職選挙法第34条特例法第1条の規定によって行われる選挙の期日の告示は、特例法第2条第1項第4号の規定により、平成31年4月14日と統一され、必ずこの日に告示をしなければならないこととされております。通常であれば、市の選挙の場合、公職選挙法第33条第5項第4号又は第34条第6項第4号の規定により、「少なくとも7日前に告示」となっており、7日前よりもさらに前に告示することもありますが、統一地方選挙の場合、選挙を統一する地方公共団体間で選挙運動が区々になることを避ける等の見地から、選挙運動期間が公選法に定める最短の期間となるように統一されており、必ずこの期日に告示をすることとなっております。なお、この規定は、任期満了による日進市議会議員一般選挙にも適用されることから、2つの選挙の告示日は同じ日ということになります。

次に、選挙人名簿の選挙時登録についてですが、選挙人名簿の登録基準日・登録日を定める公職選挙法第22条第3項の適用は、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成30年政令第336号。以下「特例政令」という。）第1条の規定により、登録基準日、登録日とも、特例法第2条第1項第4号に定める告示日（平成31年4月14日）の前日である平成31年4月13日となります。ただし、年齢は選挙期日である平成31年4月21日現在となります。この規定も、日進市議会議員一般選挙にも適用されることから、2つの選挙の選挙人名簿は同一のものとなります。

以上のとおり、退職の申立てによる日進市長選挙の日程は、全て、任期満了による日進市議会議員一般選挙の日程と同日ということになります。

	<p>最後に、資料4をご覧ください。こちらは、市議会議長から市議会議員の欠員についての通知の写しです。平成31年1月1日に2名の市議会議員の欠員が生じたこととなっております。通常、議会の議員に欠員が生じている場合、その欠員の数が、公職選挙法第113条第1項第6号に規定する補欠選挙を行わなければならない数、議員定数の6分の1を超える数（日進市議会議員の場合欠員数4）、に達していない場合でも、同条第3項第3号の規定により他の市の選挙が行われるときは、その選挙と同時に補欠選挙、いわゆる便乗選挙を行うこととなっております。しかし、この場合の補欠選挙は、公職選挙法第34条第2項の規定により、当該議員の任期が終わる前6月以内にこれを行うべき事由が生じた場合、議員の数が定数の3分の2に達しない場合（日進市議会議員の場合欠員数7）を除き、行わないこととされていますので、今回は行わないということになります。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見ご質問はありますか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
委員長	<p>それでは、議題2について、事務局案のとおりとしてよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
委員長	<p>ご異議がないようですので、議題2 市長の退職の申立てによる日進市長選挙の期日等については、事務局案のとおりとします。よって、公職選挙法第119条の規定により同時選挙となる日進市長選挙と日進市議会議員一般選挙の投票及び開票の順序は、1 日進市長選挙、2 日進市議会議員一般選挙の順とします。</p> <p>続きまして、議題3 日進市長選挙立候補予定者説明会について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料1の3、資料5をご覧ください。</p> <p>日進市長選挙の立候補予定者説明会の日程ですが、選挙期日まであまり期間がないこと、届出書類等の事前審査も必要となることを考慮し、3月20日（水）としたいと思います。日進市長選挙の執行については、本日、正式に期日が定まりましたので、委員会後、市のホームページに掲載し、報道機関にも発表します。周知期間があまり短いのも立候補を検討している方にとって不公平ですので、本日からある程度の日数は確保したいところですが、一方で、各候補者にも届出書類等の準備をする時間もある程度必要ですので、本日から2週間弱、書類の事前審査が始まる1週間前ということでこの日とさせていただきたいと思います。なお、時間と場所は先月行いました市議会議員一般選挙と同様、午後2時、日進市民会館小ホールを予定しておりますので、当日のタイムスケジュール等は前回のとおりにした</p>

	<p>いと思います。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>特になし</p>
委員長	<p>それでは、議題3について、事務局案のとおりとしてよろしいですか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
委員長	<p>ご異議がないようですので、議題3 日進市長選挙立候補予定者説明会については、事務局案のとおりとします。当日の出席者についてはいかがでしょうか。全員出席でよろしいですか。</p>
委員	<p>(上田委員から欠席の発言あり)</p>
委員長	<p>それでは、出席者は、三浦委員、大竹委員、委員長の3名とします。続きまして、議題4 その他ですが、事務局は何かありますか。</p>
事務局	<p>1点ございます。すでにお配りしておりますが、今後の選挙のスケジュールが一部変わりますので、資料6により修正したものをお配りしますので、ご確認ください。主な変更点は、市長選挙の日程を加筆した部分、また、愛知県議会議員一般選挙について、無投票だった場合に不要となる日程について加筆した部分です。</p>
委員長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>特になし。</p>
委員長	<p>事務局は他に何かありますか。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
委員長	<p>それでは、第11回選挙管理委員会を終了します。</p>
	<p>午後6時30分閉会</p>